

令和元年9月2日

告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 1 号に基づき、J B S P O R T S ボクシングジム（以下「J B S P O R T S ジム」という）所属ボクサーである岡田将人（ライセンス No.46236）選手を嚴重注意処分とする。

理由： J B S P O R T S ジム岡田将人選手は、令和元年 6 月 25 日の試合の前日計量において、路面が濡れてスリップしやすい雨の中、計量会場へバイクで向かう途中自損事故を起こし怪我のため試合をキャンセルさせた。このことはプロボクサーとしての自己管理意識の欠如の証左であるとともに、試合キャンセルはプロモーターや対戦相手、ボクシングファンに対して多大な迷惑と混乱をもたらす行為であり、当財団は岡田将人選手を嚴重注意処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、J B S P O R T S ジムのクラブオーナーである森川常次（ライセンス No.23675）会長を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、森川会長が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション